

令和4年第3回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

令和4年4月28日(木)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 3号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認  
について
- 第 4 承認第 4号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算  
の専決処分の承認について
- 第 5 承認第 5号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処  
分の承認について
- 第 6 承認第 6号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決  
処分の承認について
- 第 7 承認第 7号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認  
について
- 第 8 承認第 8号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専  
決処分の承認について
- 第 9 議案第31号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第10 議案第32号 永平寺中央浄化センター水処理機械設備更新工事(その  
1)の請負契約締結について
- 第11 議案第33号 除雪車の取得について
- 第12 議案第34号 高規格救急車の取得について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(12名)

2番 上田 誠 君

- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 江守勲君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 奥野正司君

4 欠席議員（2名）

- 1番 松川正樹君
- 3番 中村勘太郎君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 山口真君
- 教育長 室秀典君
- 消防長 坪田満君
- 総務課長 吉川貞夫君
- 契約管財課長 竹澤隆一君
- 防災安全課長 吉田仁君
- 財政課長 森近秀之君
- 総合政策課長 清水智昭君
- 住民税務課長 原武史君
- 会計課長 石田常久君
- 福祉保健課長 木村勇樹君
- 子育て支援課長 島田通正君
- 農林課長 黒川浩徳君
- 商工観光課長 江守直美君

建	設	課	長	家	根	孝	二	君
上	下	水	道	課	長	朝	日	清
上	志	比	支	所	長	歸	山	英
学	校	教	育	課	長	多	田	和
生	涯	学	習	課	長	清	水	和

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	坂	下	和	夫	君
書					記	酒	井	春	美	君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る4月22日、町長より令和4年第3回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

これより令和4年第3回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、川崎君、11番、酒井和美君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日、令和4年第3回永平寺町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各

位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

また、日頃から町政推進のため格段のご尽力とご協力を賜り、重ねて厚く感謝申し上げます。

それでは、開会に当たり町政運営の所信の一端を申し述べますとともに、今回ご提案いたします議案等の概要につきましてご説明申し上げます。

ロシアが、力を背景とした一方的な現状変更の試みによるウクライナへの軍事侵攻に踏み切ってから2か月が経過しました。ロシアのウクライナ侵攻は、原油や穀物などの輸入原材料価格の高騰を引き起こし、日本においては、進行中の円安やコロナ禍と重なり、電気代やガス代、輸入資材や食料品の価格が上昇するなど、生活や経済活動に重大な影響を及ぼしております。また、ウクライナ侵攻による物価への影響が本格化するのを見込みもあり、今後さらに大きな打撃を受けることも懸念されております。

このような状況の中、多くの食材が使われている学校や幼稚園、幼児園の給食において、パンや麺類などの小麦製品を中心に、令和元年比で平均5%程度の給食材料費の価格上昇がありました。このため、町といたしましては、給食の質と量を維持し、園児、児童生徒の健全な成長と笑顔あふれるおいしい給食の確保に努めるため、5月から給食材料費の設定額を引き上げ、その価格上昇分については町が負担することといたしました。今後も食材の高騰が続くことが考えられますが、価格変動を注視し、随時、必要な対策を講じてまいります。

また、国は、物価高騰対応の緊急対策を決定し、補正予算を編成する方針を示しました。町といたしましては、低所得世帯への支援や臨時交付金の拡充など、緊急対策に関する情報の収集に努め、県や関係機関と連携を密にしながら、スピード感を持って対策に取り組んでまいります。

先日、文化芸術によるまちづくりに活動していただける地域おこし協力隊員の谷原佐智さんに辞令を交付いたしました。谷原さんは、東京藝術大学大学院美術研究科博士課程を修了したほか、フランスで芸術イベント開催に携わった経験があるなど、文化芸術の分野において深い知識と、語学力を生かした海外でのコミュニケーション経験を有しております。また、谷原さんは、禅のまち永平寺町で新しい芸術の風を吹かせたいと願っており、町民と共に作り上げる映画制作や、日本唯一のハーブ生産地である永平寺町で、誰もがハーブに触れて、音楽を通して人の交流を促進する活動に取り組みたいと考えています。

コロナ禍で人と人とが触れ合うことが難しく、孤独を感じている方が多い中、地域おこし協力隊員と町民の皆様とのつながりや一体感の醸成などを支援し、文化芸術が持つ力で、心の豊かさや地域活力の充実、さらには笑顔あふれるまちづくりの推進を図ってまいります。

それでは、本臨時会にご提案いたします議案について申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、をはじめとする予算及び条例改正の承認案件6件、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての予算案件1件、永平寺中央浄化センター水処理機械設備更新工事（その1）の請負契約締結について、をはじめとする契約締結及び財産の取得案件3件の計10件でございます。

令和4年度永平寺町一般会計補正予算については、永平寺町みんなのスタンプラリー事業第4弾に係る費用のほか、町営住宅志比塚団地漏水修繕工事に係る費用など、早急に対応が必要な経費を計上しております。

財産の取得案件のうち高規格救急車の取得については、高規格救急車を配備してから25年が経過し、車両や高度救命資器材などの老朽化が進んでおります。救急需要が高まる中、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、あらゆる救急事故事案に対応すべく、最新の高度救命資器材を搭載した高規格救急車を更新するものであります。

以上、本臨時会の開催に当たり、議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

～日程第3 承認第3号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、承認第3号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第3号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

総務費、一般管理費では、基金積立金としてふるさと納税の令和3年度歳入の

うち、大学支援分として3,824万2,000円、観光支援分として1,000万円を永平寺町ふるさと応援基金に積み立て、財産管理費では、森林環境譲与税の財源充当残として222万円を、森林環境譲与税基金に令和3年度町税等の歳入増額分として2億4,157万5,000円を財政調整基金にそれぞれ積立てさせていただくものでございます。

企画費では、本町に移住された方への住宅取得、子育て支援の補助金として120万円、令和2年度に取り崩した土地開発基金に積み立てるための積立金として464万5,000円を補正させていただいております。

戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの発行件数が増えたことにより140万2,000円の負担金を増額補正させていただいております。

土木費では、道路橋梁費において、令和3年度県営事業負担金の額が確定したことにより286万2,000円の負担金を、また、今年の冬の大雪により除雪車の出動回数が増えたことにより除雪作業費として2,615万5,000円の増額補正をさせていただいております。

一方、令和3年度の事業内容の精査を行い、29事業において、事業実績に応じ総額1億3,335万5,000円の減額補正をさせていただいております。

これらの財源に充てるため、国庫補助金、町税前年度繰越金などの補正をさせていただいております。

なお、この承認第3号につきましては令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、承認第3号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、承認第3号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額1億9,494万6,000円を追加し、補正後予算総額を9億2,324万4,000円とお願いするものでございます。

なお、この補正予算におきまして、16ページから24ページまでの歳出予算

におきましては、減額補正させていただいた予算、これは事業実績の精査によりまして、今ほど町長申しましたような形で減額補正をさせていただいたものでございます。また、補正額ゼロで計上している予算につきましては、財源組替えにより補正をさせていただいたものでございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

上段、款2総務費、目1一般管理費、積立金4,824万2,000円の補正でございますけれども、永平寺町に寄せられた寄附金といたしまして、福井大学の寄附金3,824万2,000円、観光振興を目的とした寄附金として1,000万円をふるさと応援基金に積み立てさせていただくものでございます。

その下、目4財産管理費、積立金2億4,379万5,000円でございますけれども、令和3年度の町税等の歳入、また前年度繰越金によりまして2億4,157万5,000円を財政調整基金に、また森林環境譲与税の充当残によりますもの222万円を積立てさせていただいたものでございます。

なお、こうした積立金に対します歳入といたしましては、町税、前年度繰越金、森林環境譲与税などを財源としているものでございます。

同じくその下、目5企画費、積立金464万5,000円でございます。これは、令和2年度に取崩しさせていただきました土地開発基金1,285万6,000円をまた再度土地開発基金に積立てさせていただくためにこの額を補正させていただくものでございます。

なお、財源といたしましては、土地開発事業特別会計からの繰入金を予定しているところでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

中段、款2総務費、目1住民基本台帳費、負担金140万2,000円でございますけれども、マイナンバーカードの発行件数が増えたことによりまして地方公共団体情報システム機構というところへの負担金の増が必要となったことから、今般、補正をお願いするものでございます。

なお、この額につきましては、国からの交付金を財源とさせていただいているものでございます。

飛びまして、21ページをお願いいたします。

下段、土木費、道路橋梁総務費286万2,000円の補正でございますけれども



ども、県が実施いたしました建設事業に対する負担金の額が確定したことによりまして、道路改良工事費等の費用につきまして補正をお願いさせていただくものでございます。

同じく目2の道路橋梁維持費でございます。町長も述べましたけれども、今期の除雪に係る除雪委託料、また修繕料などが当初の金額の見込みを上回ったため、必要となる額を補正させていただいたもので、この財源といたしまして、国からの臨時道路除雪事業補助金2,100万などを充当させていただいているものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

ちょっと戻りまして、5ページをお願いいたします。

最終予算に対する財源といたしまして、町税といたしまして、個人住民税所得割分、法人町民税の法人税割分、均等割など1億3,880万円、また国庫支出金といたしましては、臨時道路除雪事業補助金や個人番号交付金事業補助金など1,636万6,000円、また前年度繰越金といたしまして8,582万3,000円などを歳入予算として計上させていただいたものでございます。

次に、繰越明許費の補正についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款3民生費、臨時特別給付金支援事業につきましては、翌年度に繰越しする事業費といたしまして5,623万7,000円の補正をお願いさせていただくものでございます。

9ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますけれども、これらの事業におきましては、契約内容等の変更によりまして、当初計上しておりました債務負担行為を廃止するための補正をお願いさせていただくものでございます。

10ページをお願いいたします。

地方債の補正では、合併特例債の借入限度額の減額をお願いするものでございます。

以上、承認第3号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 専決を見させていただいて、1つは、今の債務負担行為の補正で契約の変更によってということがありました。あまりよく分からないので、その辺は少し説明いただくとありがたいと思います。

それともう1点は、前からも言っているんですが、いわゆる繰越金と基金積立金、合計が一つの本町の剰余金というんですか、になると思うんですが、コロナ禍でこういう金額についてどうお考えになっているのか。僕はもっと積極的に、こういう意味では基金を取り崩してでもいろんな事業をやっているところがあるのでという思いがあるので、お聞きしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） まず、第3表の債務負担行為の補正でございますけれども、これは教育コンピュータ整備事業とか、あと教育コンピュータ整備の松小とかございますけれども、もともと各小学校費で契約をさせていただきました。ただ、各校の予算を集めて最終的には学校教育課のほうで事務を行っていたんですけども、その事務の煩雑化を少しでも抑えたいということで、学校教育課で一括して契約をさせていただいたということで、最初はこの令和4年、期間は変わらないんですけども、その契約を全部一括させていただいたということで、今回、この部分については廃止をさせていただいたというものでございます。

次に、繰越金と前年度積立金でございますけれども、まず積立金の件でございますけれども、令和3年度におきましては、地方交付税が当初予算と比較して3億から4億の増額となったと。もう一つが、今ほど専決補正をお願いいたしました町税で約1億3,800万の補正をさせていただいております。当初見込んでおりました歳出事業につきましてはさせていただいているんですけども、その歳入が当初見込みを大きく上回って、本年1月、2月に地方交付税として多くつけていただいた。また、町税につきましても、最終的に金額の見込みが増えたということがございまして、今般、この額につきまして積立てをさせていただいているものでございます。

繰越金の8,300万につきましては、これまで前年度繰越金、基金とか積立てさせていただいたんですけども、それらにつきまして、剰余という言葉は適切かどうか分かりませんが、その分につきましては、やはり次年度以降の事業、また今後の財政基盤の安定化を図るために使わせていただくことを考えております。ですので、令和4年度予算につきましては、また積極的な予

算等にも必要となっているところでございます。今年度につきましては、こうした歳入の大きい増があったということが要因でございますので、その点ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この2年間、コロナ禍ということで町独自の支援、その中国から交付金という形でいろいろな支援をいただきながら、臨機応変にといいますかスピード感を持って、議会の皆様にも随時、臨時議会等開催していただきながら対応してまいりました。こういった中で、交付税や町税、いろいろなところが増えてきております。そういったこともしっかり勘案、また議員のほうからもいろいろとご提案いただく中で永平寺町の財政規模が少しずつ膨らんでいくのかなというふうにも思っております。

令和4年度、今、肉づけ予算、最終段階に査定入っておりますが、ちょっとボリュームを持たせた肉づけ予算になるかなと思っておりますので、またこういった規模をしっかりと把握しながら、もう一つは、やはり将来に負担を残さないためにしっかりと財政は取り組んでいきたいと思っておりますので、またご指導よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 国は、こういうコロナ禍で大変な状況だということで、いろんな交付金なんかも次々と補正予算なんか組んで交付していることやと思います。

ただ、そういう中で町としてどうなのかということは、やっぱり町長も考えておられると思います。僕は、何か運ぶのにばたばたと使うようなことでないからそれはそれで評価するところもありますけれども、たしか東京なんかはコロナ禍でいわゆる基金をほとんど吐き出したというふうなことも当初言われていたくらいですね。だからそういう取組も含めてやっている自治体もあるので、そういう意味では、あまりこういう災害、僕はやっぱり災害やと思います。災害時にお金を、思った以上にたくさん基金に積み上げるということは、一考しなきゃいけない状況下での対応としてはどうなのかなと思うんで、その辺はやっぱり十分考えていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 職員一同、この緊急事態、コロナ禍やウクライナの中で、経済、また生活がどう変わっていくのか、しっかりと対応します。また、今回も給

食費の5%を議員の皆さんにお願いするとか、その状況に応じてまたスピード感を持って皆様をお願いをしていくことになると思います。

決して、この物価上昇とか、まだ国の支援というのは決まっていますが、そういったのは全然関係なしに、町としてやっぱり町民のためにしっかり進めていく、その後にまたいろいろな国の支援だったり県の支援がある場合はしっかりそれを利用していただく、町民の皆さんの生活をまずは優先でしっかりと対応させていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第3号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 承認第4号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第5 承認第5号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第6 承認第6号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、承認第4号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてから日程第6、承認第6号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました承認第4号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの3件について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、承認第4号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、令和2年度国庫支出金の返還金が必要となりましたので、14万7,000円の増額補正をさせていただくものです。

次に、承認第5号、永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により所得が急激に下がった方への保険料の減免に係る額について、国庫支出金として災害等臨時特例補助金21万9,000円が交付されましたので、保険料に財源組替えさせていただくものでございます。

承認第6号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、各事業の実績に応じ、総額370万円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、承認第4号から第6号については、いずれも令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、承認第4号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの3件についての提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課よりご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 承認第4号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの3件に係る質疑については、補足説明の後、議案ごとに行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、承認第4号から承認第6号までの3件について、担当課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、承認第4号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第6号、令和3年度下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの補足説明をさせて

いただきます。

まず、承認第4号について、補足説明をさせていただきます。

議案書の28ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額14万7,000円を追加し、補正後予算総額を16億4,701万5,000円とお願いするものでございます。

34ページをお願いいたします。

款9諸支出金、目2保険給付費等交付金償還金、償還金、利子及び割引料14万7,000円の増額補正でございますけれども、福井県国民健康保険給付等交付金の事業清算によりまして返還金が生じたので、補正をお願いするといったものでございます。

次に、承認第5号、介護保険特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。

39ページをお願いいたします。

この補正でございますけれども、財源組替えによる補正予算でございます、補正前、補正後の予算総額に増減ございませんので、よろしくをお願いいたします。

44ページをお願いいたします。

款2保険給付費、目5施設介護サービス給付費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして所得が急激に下がった減免保険料につきまして、国庫支出金が今般入ってまいりました。このため、この国庫支出金というのは災害等臨時特例補助金というものでございます。この金額をこの事業費のほうに充当させていただいた財源組替えをさせていただいたものでございます。

次に、承認第6号、下水道事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。

48ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額370万円を減額させていただき、補正後予算総額を7億3,574万円とお願いするものでございます。

54ページをお願いいたします。

まず上から、款1総務費、目1一般管理費170万円、その下、款2下水道事業費、目1公共下水道維持管理費100万円、その下、款2下水道事業費、目2特定環境保全下水道建設費100万円のそれぞれの減額でございますけれども、各事業におきます執行実績に基づきまして、今般、減額補正をさせていただいたものでございます。

以上、承認第4号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算から承認第6号、令和3年度下水道事業特別会計補正予算までの専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより承認第4号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第4号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第5号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第5号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認

についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第6号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第6号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 承認第7号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第7、承認第7号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました承認第7号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴う所要の改正を令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでござい



ます。

以上、承認第7号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、承認第7号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明をいたします。

議案書の55ページから60ページにかけて、でございます。

今回、永平寺町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

議案書の56ページをお願いいたします。

税条例第18条の4第1項の改正につきましては、DV対策として、納税証明書等で住所を表示させない措置を行えるようにしたものでございます。これまでも住所を表示させない対応は取ってきたところでございますが、今回、明文化することで対応の強化を図るものでございます。

57ページをお願いします。

税条例第36条の2第1項の改正につきましては、配偶者特別控除を受けようとする際、これまで住民税申告が必要でございましたが、住民税申告が不要となる所得要件を設定したものでございます。

同じく57ページ、税条例第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正につきましては、これもDV対策として、固定資産台帳等の閲覧や交付に当たり住所を表示させない措置を行えるということを明文化したものでございます。

同じく57ページ、附則第7条の3の2第1項の改正につきましては、住宅ローン控除に関するもので、控除の適用期限を4年間延長するものでございます。

58ページをお願いいたします。

附則第10条の2第25項の追加につきましては、貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、指定後から3年間、課税標準額の割合を3分の2にするものでございます。

同じく58ページ、附則第12条第1項の改正につきましては、固定資産税に

関しまして商業用地の課税標準額の増加率を5%から2.5%に抑制するものです。新型コロナウイルスの影響により経済的打撃の大きい商業地等について、令和4年度に限り税額の増加を抑える措置でございます。

そのほか、法令の改正等に基づきまして、条項番号のずれ等による所要の改正を行うものでございます。

なお、これらの改正に係る施行期日は、原則、令和4年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、承認第7号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、地方税法の改定による条例の改定について説明を受けました。

その中で一つ、DV対応で住所の非表示を明文化するということですが、やっぱり明文化する必要があったのにはそれなりの理由があると思うんですね。その辺をちょっとお聞きしたいのと。

あと、住宅ローン減税の問題で言うと、いわゆる住宅ローンの残高に対する、これまで1%の控除が0.7%になるということは、引き下がるということですね。ちょっと物価上昇とかいろんな状況の中でどうしてこういう負担増につながるものが、大した金額でない人もいるのかもしれないけど、大きい金額を住宅ローンで組んでいる人については負担が増えることになると思うんですね。控除が1%から0.7%に変わるということですから。そういう問題もあるということなので、もう少し詳しくその辺、本当にどうなのだろうということを思うところについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） DV対策としての住所の非表示とか住所を表示させないということにつきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、これまでもその対応が必要な方につきましては、町のほうでも納税証明書等、各書類に対して対応が必要な方はどなたかというのは把握しておりますし、それに基づいて、明文化はされていないものの表記させないという対応を取ってきたところでございます。

ただ、全国的には、取り扱う職員等の対応でそういったことがちょっと表に出てしまう、教えてはいけない人に教えてしまうという対応があったということも聞いております。今回、国のほうもそういったことについて、自治体任せというのではなくて、明文化することで、まだちょっと具体的には示されてはいないんですが、その住所の代わりにどういったことを表示するかも含めてきちっと定めて、住所は表示させないという対応を取っていくというものでございます。

あと、住宅ローンの控除率ですかね、1.0%から0.7%にということにつきましては、言われている背景としましては、実際、低金利政策が続いておりますので、これまで借入れを行っている方でその借入利率が1%になっていない、もっと低い方がいらっしゃったということがございまして、実際、金融機関からの借入利率が1%を下回っているにもかかわらず、その税控除上は1%で控除されるということになりますと、人によっては、金融機関に払っている利率よりも税金として返ってくる分のほうが多くなってしまいうという現象が生じておりましたので、今回状況等も国のほうで把握した上で、率につきましては0.7%ということで改正されたものでございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） DV対応の問題なんかで言いますと、具体的にどういう取組になっていくのかというのはちょっと見えなところがあるのかなと思うところがあります。

さらに、住宅ローン減税についても、長期にゼロ金利政策が続いているというところでマイナス金利が続いていることもあって大変な物価上昇の中で、我々の生活も含めてどうなるかという問題はあろうと思うんですね。その辺でこれがただ付け焼き刃的に逆転しているからそうするんだという、いわゆるマイナス金利、いろんなところで負担が生じています。10円玉とか金属のお金を銀行へ持って行ったら何枚以上で何百円とかという手数料が取られるということも、そういうところで生み出されている大きな負担ということにもなっていると思うんですね。

さらに、固定資産税の問題は、商業地域については5%、2分の1にするということで、それは当然この時期必要やと思うんですが、我々については何も述べられていない。既に住民、生活が大変になっている人たちについては何もなっていない。評価の引上げの据置きはやられているんですが、その程度でなかなか見えていないところもあります。

特にこの地方税法の改定について、私はあまり確信がないので、僕は自席にて棄権させていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第7号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 承認第8号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、承認第8号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第8号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴う所要の改正を令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、承認第8号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、承認第8号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明いたします。

議案書の62ページをお願いいたします。

今回、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

今回の改正内容について、でございますが、被保険者全員の医療費分である基礎課税額につきまして、現行の63万円から65万円に2万円の引上げ、基礎課税額分と同様に、被保険者全員に課税される後期高齢者医療支援金課税額について、現行の19万円から20万円に1万円引上げを行うものでございます。

これら改正に係る施行期日は令和4年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 最高限度額の引上げということで、これについてはこれまでも時々質問も、また討論もさせていただきました。

ただ、合併当時は、この負担総額含めて最高限度額は50万ぐらいでなかったかなと思っています。単純に言うと、この十何年間で倍になってきている。確かに医療費の伸び等があるかもしれませんが、特に国民健康保険税というと国が療養給付費の2分の1面倒を見るということで、国保会計における、いわゆる国の支援率は45%ぐらいあったと思うんですね。それが今では二十何%に減っている。さらに条件として、自治体からの法定外繰入れについて制限するとかペナルティかけるところもあったみたいですが、そういう国の嫌がらせもあるという中で、国民健康保険税って弱者救済的な要素があって皆保険制度で国が責任持つてこの制度を設けてきたと思うんです。

ただ、この最高限度額になるのが、前から言っているように、かなり低い所得の段階で最高限度額に達するというとも言われていますので、その辺については、僕は、こうやって毎回毎回引き上げていくのは、こういう時期本当にいいの

かなと思っているので、そのことだけ言って、あとは討論になりますので。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 国民健康保険税はいわゆる自営業者等が加入しているところで、当初、制度が始められた頃は、皆保険制度を国で保障するというのでつくられてきました。1960年代初期ですが、そういう中で国の負担が、かなり大きい部分を国が担っていたんですが、それがどんどん制度が変わってきまして負担が増えてきました。今では、本町ではかなりの高率の収納率になっていますが、国民健康保険税、全国的に言うといわゆる450万とも500万とも600万ともいう滞納者がいると言われていています。それはなぜかという、重い負担というのが一つの大きな原因です。

特に最高限度額、国保の引上げをしていくと、どんどん引き上がっていく可能性もあるということも考えますと、こういう引上げについては、特にこういう時代、安易に行うべきでないという立場から、私は反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は今回、この原案に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきますと思います。

今回のこの改正につきましては、国の法改正に伴う条例の改正といったことでございますし、やはり国民健康保険というのは被保険者からの税金によって運営されるというのが大前提であるというふうに思っております。

そういうことから、この法令改正、条例改正には賛成の立場を取らせていただきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第8号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第9 議案第31号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第31号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第31号、令和4年度一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

民生費では、翠荘の浴室ポンプが故障し、取替えが必要となったことから、工事請負費として40万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

商工費では、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、町内消費活動の活性化と町民の方への生活支援を行うため、永平寺町みんなのスタンプラリーを実施するための補助金として2,929万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

土木費では、志比塚団地において浴室より階下への漏水があり、早急に修繕することが必要となったことから、工事請負費として139万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第31号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課よりご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第31号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

議案書の65ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額3,109万2,000円を追加させていただき、補正後予算総額を83億8,744万3,000円とお願いするものでございます。

まず、歳出について説明させていただきます。

71ページをお願いいたします。

款3民生費、目6老人福祉施設費、工事請負費40万7,000円の補正は、早急な工事着手が必要となったため、今般、工事請負費の増額補正をお願いするものでございます。

その下、款7商工費、目2商工振興費、補助金2,929万3,000円の補正につきましては、今般、スタンプラリーの事業を実施するために増額補正をさせていただいているものでございます。

なお、この財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,500万円を事業費として財源充当しているところでございます。

その下、款8土木費、目1住宅管理費139万2,000円の補正でございますけれども、志比堺団地におきます漏水が発生したため早急な工事着手が必要となりましたので、今般、補正をお願いするものでございます。

なお、これらに対する歳入予算財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、また、前年度繰越金の補正といたしまして総額3,109万2,000円をお願いするものでございます。

以上、議案第31号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 先ほど全協等でいろいろ説明いただき、ありがとうございます。



す。大体内容、これについて反対するものでないですが、スタンプラリーのことについて若干お聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

第3弾、第4弾で、第4弾はその還元率を50%見ているということで、それぞれの復旧の中からそれぞれの商業、小さい事業所に対しては小さい事業所に判子の別をかけてやっているということで、それに関して何ら異存もないし、今後その普及をお願いしたいと思っております。

まず、そのときのもう一つ、デジタル化について若干お聞かせいただきたいと思っております。

ふく割クーポンの中から、ふく割ということで永平寺割を採用しようということで、これは今ほど、結構キャッシュレス化というんですか、そういう中からスマホ等でふく割のQRコードを読み込んで、それですというふうな形だと思います。それで、それを利用する若者を、判子を押しただけじゃなくて利用することは非常にいいことだと思います。

ただ、今現在、永平寺町の加盟店の中でQRコードを読み取るような装置、ちょっと大きい事業所であるとか食堂なんかでそういうQRコード読み取るようなところであると思うんですが、今現在どれだけぐらいの普及率になっているのか。また、小規模の業者の方々にその普及の対応について、どのような手法というような施策等があれば、それもお聞かせいただきたい。やはり今後こういうキャッシュレス化も含めて、ふく割という中から永平寺割というのは、今日の新聞に出ていましたが、それぞれの地域の商業発展ということが5割、えちぜんし割とかおばま割とかいろんな形で出ていますので、そういう面も含めてそこら辺りのお考えがあったらお示しいただければというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回のスタンプラリーとはまた考え方が、今回の予算とはちょっと違うんですが、6月補正の中で……。

○2番（上田 誠君） ごめんなさい。

○町長（河合永充君） はい。その中でふく割と永平寺割をやっぺいこうと。今回、このスタンプラリーの説明会の中でそのふく割、永平寺割の説明もさせていただきます。

今、上田議員がおっしゃられたバーコードを読み取る機械があるのか。実はこれ、ほとんどのお店屋さんがそういうふうに思い込んでいるんです。実はそういう機械を入れなくても、バーコードの紙、バーコードが書いてあるパネルとい

いますか、スマホを持っている人がそれを写すことによって割引が受けられるという、実はそういった簡単な取組で導入ができるというのがこのサービスなんです。

ただ、本当に上田議員おっしゃられたとおり、多くのお店屋さんが、「ちょっとそれ導入難しいじゃないのか」とかそういうことを思われているところがありますので、今回、このスタンプラリーの説明会のときに併せて、ふく割、永平寺割というのは今から始めますけど、こういうようなシステムですので導入してくださいというようなことを併せてこの事業と連携させながら進めていきたいと思っておりますので、またご理解と、またいろいろなこういったご指摘をいただければよりよいサービスにしていけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第31号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、これで第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第31号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第31号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第32号 永平寺中央浄化センター水処理機械設備更新工事  
(その1)の請負契約締結について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第10、議案第32号、永平寺中央浄化センター  
水処理機械設備更新工事(その1)の請負契約締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第32号、永平寺中央浄化  
センター水処理機械設備更新工事(その1)の請負契約締結について、提案理由  
のご説明を申し上げます。

本議案に係る入札が4月20日に執行され、契約相手方と工事請負契約を締結  
するに当たり、予定価格が5,000万円以上の工事の請負となりますので、地  
方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産  
の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでござ  
います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) 補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(朝日清智君) それでは、議案第32号、永平寺中央浄化センター  
水処理機械設備更新工事(その1)の請負契約締結について、補足説明をさせて  
いただきます。

工事名、永平寺中央浄化センター水処理機械設備更新工事(その1)。契約方  
法、条件付一般競争入札。契約金額1億2,100万円、うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額1,100万円。契約相手方、福井県福井市新保町第23号  
5番地、新富産業株式会社、代表取締役社長、富田敏行でございます。

本工事の概要ですが、供用開始から34年経過した中央浄化センターの機械設  
備及び電気設備の長寿命化を図る工事でございます。工期は令和5年3月24日  
まででございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

議案第32号について、第2審議がないようです。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第32号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第32号、永平寺中央浄化センター水処理機械設備更新工事（その1）の請負契約締結についての件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第33号 除雪車の取得について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第11、議案第33号、除雪車の取得についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第33号、除雪車の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案に係る入札が4月21日に執行され、契約相手方と物品購入契約を締結するに当たり、予定価格が1,000万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の73ページをお願いします。

今回、8トン級の除雪ドーザ1台を取得するに当たりまして指名競争入札会を執行した結果、契約金額は1,650万円で、そのうち消費税及び地方消費税の額は150万円となっております。契約の相手方ではありますが、福井市主計中町のコマツサービスエース株式会社で、納車期限は令和4年11月25日であります。

以上、簡単ではありますが、議案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありますか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 1点だけ。

入札の結果について異論があるということではありません。ただ、指名競争入札という中でこれだけの失格者とか辞退者が出るということについては、今後何か対応を考えていくおつもりですかということだけ聞きます。

○議長（奥野正司君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） ただいまのご質問ですが、今回、業者の選定に当たりますには、できるだけ幅広く資格を持っている業者ということで選定させていただきました。そういった中で、今回たまたま、半導体とか特殊な車両ということもあるんですけれども、いろんな業者に確認しましたところ、部品の調達が間に合わないということで、特別な理由がありましたのでこういう結果になりましたが、今後はまたその辺含めまして、一般競争入札ないし別の取組を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第33号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 第2審議に付したい案件がないので、

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第33号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第33号、除雪車の取得についての件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第34号 高規格救急車の取得について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第12、議案第34号、高規格救急車の取得についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第34号、高規格救急車の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案に係る入札が4月21日に執行され、契約相手方と物品購入契約を締結するに当たり、予定価格が1,000万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) 補足説明を求めます。

消防長。

○消防長(坪田 満君) それでは、議案第34号、高規格救急車の取得について、補足説明をさせていただきます。

議案書の74ページをお願いいたします。

取得財産の名称、数量は高規格救急車1台で、契約方法につきましては指名競争入札でございます。契約金額は3,168万円、そのうち消費税及び地方消費税の額は288万円でございます。契約相手方は、福井県福井市下荒井町19字50番地、福井トヨタ自動車株式会社、代表取締役、浮田慎太郎でございます。

なお、納入期限は令和4年12月15日となっております。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(奥野正司君) これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 基本的には2点あります。

1つは、前の除雪ドーザの入札、請負率と比べてみますとあまり、いつも見ているんですが、割とこなれていない落札率だなと私は個人的には思うんですね。そういう意味では何だかなという思いがあります。その辺、特殊車両ですからいろいろこれまでも聞いてはいるんで、その辺ちょっとお考えをいただければいいと思います。

2つ目は、更新ですから20年ほど使ったとかという話がありましたが、何年に導入したやつを更新するのか。素人なりにちょっとお聞きしたいのは、この間何回ぐらい出動しているのかな、どれぐらいの頻度なんかなというのもね、もし示していただけるとありがたいかなと思います。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（坪田 満君） それでは2点の質問でございますが、まず1点目の請負率という形になりますが、設計金額につきましては、ほかの消防本部さんの納入の仕様なども鑑みまして、その内容、仕様、あと機器、この辺も参考にして一応設計金額は出させていただいております。なお、ここ数年の契約金額を見ますと、今回の契約につきましては若干低い金額となっておりますので、消防としましては、この請負率に関しましては適正なものかと考えてございます。

続きまして、更新の年数でございますが、一応消防本部の整備計画につきましては、救急車は15年と計画を持ってございます。なお、今回更新します救急車につきましては予備救急車ということで、3台目の救急車となっております。ということで25年経過しておりますので、この期間の出動件数につきましてはまた後ほど調べてお示ししたいと思っております。

なお、走行距離につきましては、約5万3,000キロが走行距離となっております。

以上でございます。

○4番（金元直栄君） はい。

○議長（奥野正司君） 何番でしたっけ。

○4番（金元直栄君） 4番です。

○議長（奥野正司君） はい。4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 救急業務というのは本当に、我々の命を預かるということで



大切やと思います。

要は、何でもこういう、何回走っているかとかどれくらい出動しているかというのをお聞きしたかったかといいますと、実はこの間、私たちの知っているところで命に関わる問題を、やっぱり救急車がすぐに来てくれて助かったというのが複数件あったのが自分なりにやっぱりすごいなと思うところがあったんですね。そういう意味ではこういう、本当に最新機器を入れた救急車、高規格救急車を入れるということでさらに町民の命を守るというのか、そういうのを新たにしてほしいなと思って質問をさせていただいた。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第34号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第34号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第34号、高規格救急車の取得についての件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時24分 休憩)

---

(午前11時24分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたことを心より厚く御礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、令和4年第3回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました補正予算等の議案につきましては、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

この補正予算の成立を受け、永平寺町みんなのスタンプラリー事業第4弾につきましては、町内での消費活動の活性化と町民の方への生活支援を目的に、個人消費が高まる夏休み、お盆期間を狙った消費拡大の取組として速やかに事業に着手してまいります。

さて、新型コロナウイルスの新規感染者数は、現在、緩やかな減少が続いているものの、依然として高止まりの状況が続いています。感染者は10代から30代の若年層の占める割合が増加し、感染経路も職場の同僚等から感染する割合が増えてきております。ゴールデンウィークを間近に控え、旅行など行楽やイベント、買物など、移動や外出の機会が増えることが予想されますが、引き続き、感染防止策の徹底が必要な状況と認識しているところであります。

町民の皆様におかれましては、これまでと同様に、マスクの着用、手洗い、手指消毒の励行、定期的な換気など、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、発症や重症化を防ぐ効果が期待されているワクチン接種を速や

かにご検討くださいますようお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時27分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員